

別表第1（第2条関係）

項	種類	施設
1	建築物	1 学校 2 病院又は診療所 3 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 4 集会場又は公会堂 5 展示場 6 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 7 ホテル又は旅館 8 営業所又は事務所（第26号及び第27号に掲げるものを除く。） 9 共同住宅、寄宿舍又は下宿 10 児童福祉施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、婦人保護施設、母子福祉施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、身体障害者社会参加支援施設、介護老人保健施設その他これらに類するもの 11 体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設又は遊技場 12 博物館、美術館又は図書館 13 公衆浴場 14 食堂、料理店、レストランその他の飲食店 15 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 16 削除 17 理容所又は美容所 18 クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 19 銀行その他の金融機関の店舗 20 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの 21 工場 22 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物（鉄道の線路敷地内の運転保安に関する施設及び跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの 23 自動車の停留又は駐車のための施設（駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置（以下「特殊装置」という。）のみを用いるものを除く。4の項において同じ。）のうち建築物であるもの 24 公衆便所 25 公共用歩廊 26 国、地方公共団体又は第5条に規定する公共団体がその事務を処理するために使用する庁舎その他の施設 27 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定する一般ガス事業者、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者の営業所又は事務所 28 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第7項に規定する火葬場 29 前各号に掲げる施設が二以上存する建築物

項	種 類	施 設
2	道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供するものを除く。）
3	公 園	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童厚生施設の うち児童遊園 2 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第2号カに規定する漁 港環境整備施設 3 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第9号の3に規定する港 湾環境整備施設 4 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園 （以下「都市公園」という。） 5 遊園地、動物園又は植物園
4	建築物でない 路外駐車場	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場 （以下「路外駐車場」という。）のうち建築物でないもの
<p>備考</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第1項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）第143条第1項又は第2項の伝統的建造物群保存地区内における同法第2条第1項第6号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。</p>		